

経営事項審査の審査基準改正等に関する説明会

平成23年1月13日(木) 13:45~16:30

1 議事次第

★経営事項審査の審査基準及び建設工事標準請負契約約款の改正について★

13:45~14:45

国土交通省総合政策局建設業課担当官

経営事項審査については、ペーパーカンパニー対策などの評価の適正化の観点、現下の社会経済情勢を踏まえた多様なニーズへの対応の観点から所要の改正を行い、来年4月から新たな審査基準の運用が開始されます。

また、建設工事標準請負契約約款については、契約当事者間の対等性確保、望ましい代金支払方法の明確化、契約条件の明確化、施工体制の合理化、不良不適確業者の排除など、7月から改正されております。経営事項審査及び建設工事標準請負契約約款の改正について、ポイントなどをご説明させていただきます。

★建設経営のポイント2011★

15:00~16:30

株式会社 建設経営サービス 山下 宏道 様

昨今の建設業経営のポイントは、経営トップが事業環境を適確に把握し、状況に則した適確な判断ができるかにかかっています。少しでも早く事業再構築のための決断をし、それを実行に移すことが、早期の事業安定化につながるからです。

経営者トップが真に相談できる相手や機会はそれほど多くなく、孤独な戦いを強いられる場合が大半であり、そのような経営者トップに、今決断すべき方向性を見出していただくべく、経営のポイントをテーマにご講演いただきます。

2 会場のご案内

■会場 : 愛知県産業労働センター
(ウイंकあいち)大ホール
名古屋市中村区名駅4-4-38

■最寄りの交通機関
(JR・地下鉄・名鉄・近鉄)名古屋駅より徒歩約2分)

開催会場には、公共交通機関をご利用いただき、ご来場いただきますよう、よろしくお願いいたします。



3 お申込方法

■お申し込み方法

別紙の参加申込書にて**FAX**でお申込下さい。

■定員 : 700名(先着順)

■参加費 : 無料

■申込期限 : 平成22年12月24日(金)

申込みが定員に達した場合は、早期に締め切らせていただくことがございますので、予めご了承下さい。

■参加資格 : 建設業者(＊)

＊詳細は「申込みに際しての注意点」をご一読下さい。

※参加申し込みによる個人情報、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)およびその関連規定に則り、適切に管理します。情報は説明会に必要な範囲内で利用させていただき、また、第三者に提供することはありません。

●申込み及びお問い合わせ先

中部地方整備局 建政部 建設産業課
TEL 052-953-8572
fax 052-953-8606

●送信先

中部地方整備局 建政部 建設産業課 説明会担当者 宛
Fax. 052-953-8606

経営事項審査の審査基準改正等に関する説明会
参加申込書

※当日は「参加申込書」を必ず持参してお越し下さい。

許可番号	(大臣許可) (許可番号:) (県知事許可)
会社名	(フリガナ)
所在地	(〒 -)
参加者氏名	(フリガナ)
TEL	

※参加申し込みによる個人情報、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)およびその関連規定に則り、適切に管理します。情報は講習会に必要な範囲内で利用させていただき、また、第三者に提供することはありません。

申込に際しての注意点

(※必ずお読み下さい！)

1. 定員は先着順

申込みが定員に達した場合は、早期に締め切らせていただくことがございますので、予めご了承下さい。

2. 参加資格の原則は建設業者

大臣許可及び知事許可を取得されている建設業者の方のうち、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県に本店のある方が対象です。

※行政書士の方へ

行政書士の方も参加申込をしていただくことは可能です。ただし、当説明会は建設業者の方の参加を優先させていただいておりますので、建設業者の方の応募が定員に達した場合は、建設業者の方を優先させていただくため、参加をお断りすることがございますので、予めご了承下さい。なお、お断りする際は、H23.1.6までにこちらからご連絡させていただきます。(連絡がない場合は、当日そのままご参加いただけます。)

3. 参加できる人数

より多くの建設業者の方にお聞きいただきたいため、会社で1名までの参加に限らせていただきます。

4. 当日必ず「参加申込書」を持参

当日の受付の際は、「参加申込書」が必要になりますので、必ず持参して下さい。

お申し込み期限 12月24日(金)17:00まで